

平成 20 年 2 月 21 日

**「第 2 次情報セキュリティ基本計画」ヒアリングへの意見**日本商工会議所  
情報化委員会委員長 西村 貞一**1. 中小企業の現状と規模別対策の必要性**

- 第 1 次基本計画では、企業規模に関わらず同一の“企業”という枠組みでの対応策が考えられていたが、大企業と、中堅・中小企業、小規模企業では情報セキュリティに関する状況は異なり、第 2 次基本計画では是非、企業規模別（大企業、中堅企業、中小企業、小規模企業など）に対策を考えていただきたい。
- 現在、中小企業の 7 割近くが赤字経営（資本金 1 億円未満 67.4%、資本金 1 億円以上 45.3%（17 年度国税庁統計より））である。また、中小製造業の利益率（一人当たりの付加価値額）は大企業の約半分で、小規模企業では 2 割程度にとどまり、格差が 4 倍を超えるなど、経営環境が非常に厳しい。  
※大企業（従業員 1000 人以上）の一人当たりの付加価値額を 100 とした場合、中小企業で 47.5（従業員 300 人未満の企業＜平均＞）、小規模企業では 23.5（従業員 19 人以下の企業＜平均＞）となっている（中小企業庁資料より）。
- こうした中、小規模企業では、この 10 年で約半数が廃業している状況である（10 年間の廃業率＜中企庁資料より＞：小規模企業 48.0%、中小企業 42.6%、大企業 32.2%）。
- 加えて、原油や原材料が高騰する中、中小企業は価格転嫁もできず、経営が圧迫されており、経営者は企業の生き残りをかけた舵取りを迫られている。
- そのため、政府においても、頑張る中小企業を応援する立場から、経営力の強化、生産性向上に向けて支援策を講じていただいているところであり、商工会議所としてもその一翼を担うべく、日々努力しているところである。
- なお、日本全国には 5 1 7 の商工会議所があり、会員総数は約 1 4 3 万会員である。そのうちの 9 4 % は中小企業であり、9 割弱の企業は小規模・零細企業（製造業で言えば従業員数が 2 0 人以下、サービス・小売業では 5 人以下）である。
- こうした中小企業や小規模企業の実情を理解し、大企業と同じ一律の基準ではなく、せめて大企業と中小企業を分ける形で企業規模別の対応策を検討していただきたい。

**2. 中小企業に対する配慮とサポート**

- 地域の中小企業には、IT を有効に活用している事業所も散見されるものの、大半の中小企業では、パソコン自体を保有しているにも関わらず、有効活用しきれていないのが実態であり、IT の利活用を通じた生産性向上の余地が十二分にあると言っても過言ではない。
- IT 社会が急速に進展する中、政府としても情報セキュリティ対策を早急に行う

ることが国民生活や企業活動を守る観点からも重要であることは理解できるが、中小企業にとっては人的、資金的に新たな負担となることには違いない。

- そのため、具体策の検討と実施にあたっては、中小企業に極力負担がかからないよう政府のサポートが必要不可欠である。
- 中小企業や小規模企業については、まずは経営上も情報セキュリティ対策が重要であるとの意識を持ってもらうための啓発や、知識の普及に努めるべきである。
- そのため、政府による情報セキュリティ対策ソフト等の無料提供、企業規模別の対策マニュアルの策定を図るとともに、その普及のため情報セキュリティ対策の導入をサポートする人員を派遣するといった、きめ細かな対策を講じてもらいたい。
- そもそも中小企業、特に小規模企業では、ITの活用自体が進んでいない。資源も人材も限られている中小企業は、ITをはじめ専門知識を有する人材に乏しく、対応が進んでいない状況である。
- 現在、地域の中小企業が諸外国に買われている現状を踏まえると、潜在的な技術力やノウハウを持つ中小企業の国際競争力を引き出すことは急務であり、行政や教育機関等があらゆる機会を通じて、IT民度の向上を図るとともに、電子政府・電子自治体の推進のさらなる徹底を果たし、中小企業のデジタルデバイドを解消する努力が重要である。

\* 地域における対日M&A

| 年    | 日本企業          | 買収企業     | 国      | 場所     | 備考        |
|------|---------------|----------|--------|--------|-----------|
| 2001 | アキヤマ印刷機製造     | 上海電気集団   | 中国     | 工場:茨城県 | 資産・営業権の譲渡 |
| 2002 | 住倉工業          | 金豊機器     | 台湾     | 浜松     | 資産・業務買収   |
| "    | 愛知カシオ         | フレクトロニクス | シンガポール | 愛知県小牧市 | 全株式の譲渡    |
| 2003 | 東亜製薬          | 三九企業集団   | 中国     | 富山県上市町 | 買収        |
| 2004 | NECエレクトロニクス工場 | 日月光半導体   | 台湾     | 山形県高畠町 | 買収        |
| "    | 池貝            | 上海電気集団   | 中国     | 茨城県行方市 | 買収        |
| 2006 | MSK           | 尚徳太陽能発電  | 中国     | 長野県佐久市 | 買収        |

出所:ジェトロ通商弘報No.122 2007/7/4

特にここ数年、成長しつつあるアジアの製造業企業の中から、技術レベルが高く、経験も豊富な日本の中小企業を買収したり、そこに資本参加した上で、その日本企業の経営を立て直しながら、自社の技術レベルの向上や競争力の強化に結び付けたりするというケースがいくつも出てきた。

もしも自治体が、外資誘致策の一環として対日M&Aにも積極的にかかわり、そうしたケースを後押ししていけば、同様の成功例が増えて、地元経済の活性化にも、対内投資全体の増加にもつながっていく可能性があるだろう。

外国資本による対日M&Aについては、日本国内に否定的な意見も多い。しかし、日本の中小企業の中には、優れた技術や経験を持ちながら経営不振・不安に陥っている例が多く、それが地域経済の低迷・衰退の一因ともなっている。とすれば、対日M&Aを通じてその立て直しを図り、地元経済の活性化にも結び付けるのは、自治体にとって貴重な選択肢の1つであろう。

- そのため、商工会議所でも、IT経営応援隊や、政府が新たに創設する「応援コーディネータ制度（仮称）」などを通じて、中小企業と小規模企業の生産性向上や経営改善にも資するIT等の活用に向けて商工会議所も支援していきたいと考えている。

※IT経営応援隊は、経営者向けのIT研修やセミナー、コーディネータ派遣などを通じて、中小企業のIT化を促進し、生産性向上・国際競争力強化を支援する。

※応援コーディネータ（仮称）制度は、20年度より新たに創設される制度（「小規模企業先進的経営支援体制構築事業」）で、各都道府県の拠点（商工会議所等より公募）に配置された経営支援等に関する知識・経験等をもつ者（応援コーディネータ）が小規模企業等の経営力の向上（IT活用、知的財産経営の導入等）、事業承継、創業・再チャレンジを支援する。

- 情報セキュリティ対策の必要性や知識の普及にあたっては、こうした動きと連動しながら、全国津々浦々517ヶ所に設置され、中小企業を中心に、全143万社の会員を擁する商工会議所のネットワークを活用してもらいたい。
- また、中小企業者の情報セキュリティに対する対策の必要性・重要性の普及・啓発については、商工会議所としては、従来から行われている中小企業の経営改善普及事業の活用と、最前線に立っている商工会議所の経営指導員や補助員が行っている相談業務のコンテンツのひとつとして情報セキュリティの普及・啓発も加えられるべきであり、これらを的確に助言・指導できるような経営指導員・補助員を育成していく必要も重要であると考えらる。
- 一方、基準や規制等を策定する際には、企業規模別の基準をはじめ、免責、段階的な規制の導入など、企業活動、特に中小企業、小規模企業の経営への影響を十分に配慮してもらいたい。
- 加えて、大企業に規制を導入する際にも、取引先への過度な情報セキュリティ対策の強要など下請け企業に対する影響についても配慮いただきたい。
- その際には、ネット上の安全を十二分に確保するために、運營業者の情報漏えい防止措置の徹底や電子認証の採用などを検討するとともに、中小企業向けのネットセキュリティの教育の徹底を図る必要がある。
- とくに近年、個人情報保護、営業秘密管理等のさまざまな側面から、取引先の情報セキュリティ対策の確認が重要となっている。
- 経済産業省・JIPDEC（財団法人情報処理開発協会）の調査によれば、「委託先の保護水準を判断する基準を定め選定している」会社の比率が63.2%に達している。（平成18年・平成19年調査）
- しかしながら、個々の委託元より異なる情報セキュリティ対策を求められることは、特に中小企業にとって大きな負担となる恐れがある。
- 政府としても、中小企業の情報セキュリティ水準の底上げにつながると共に中小企業の負担軽減につながる方策を検討していただきたい。
- 具体的には、中小企業向けWEBサイトなどの情報提供ルートを拡充・強化し、当該ルートを通じて、中小企業向けに作成した情報セキュリティ関連の普及広報コンテンツや中小企業向け簡易対策ツール（セキュリティ診断等）、負荷の少ない対応方

策（SaaS・ASP方式の活用）、中小企業向けセミナーの情報等からなる中小企業向け情報セキュリティ対策のワンストップサービスとでもいうようなパッケージの策定をお願いしたい。

### **3. 地域別の対応策という視点も必要**

- 地域という視点も必要ではないか。地方では、IT化が進んでいない地域も多く、情報セキュリティに関する認識自体も高くない。
- そのため、地域別（少なくとも東京と地方）の対策の策定が必要ではないか。
- 地方では、光ケーブル網など地域インフラが未整備の地域も多い。そのため、社内のネットワーク網の整備や情報共有化の障害となっている。情報セキュリティ対策の面でも、情報・対策等の統一性、同時性を図ることが難しいなど課題も多い。
- こうした地方や中小企業の実情を無視して、過重な規制や基準を設けて一律に適用することがないようにしてもらいたい。
- 既にIT化が進展している東京や大企業を基準として対策を考えないでいただきたい。全国の中小企業は原油や原材料価格の高騰によって経営が圧迫されている。また、改正建築基準法など政府の新たな規制も中小企業の経営に影響を与えている。
- 検討にあたっては、地方や中小企業の現状視察や意見聴取などをしては如何だろうか。そのうえで、実情に合った対応策を検討してもらいたい。

### **4. 罰則強化等、ネット犯罪への対策強化が必要**

- 情報漏えい等を防止する企業、個人等の対策強化も必要だが、情報を盗んだり、攻撃するハッカー等への罰則強化など、ネット犯罪の対策強化が必要ではないか。
- インターネットが社会インフラとして必要不可欠のものとなるとともに、ネット犯罪が多様化し増加する中、法整備が追いついていない状況である。
- 最近発生した、金融庁が設置する、投資家の上場株式の大量保有報告を電子開示するシステム「エディネット（EDINET）」への虚偽の書き込み（トヨタ、NTT、ソニー株など大量取得）をするなど、社会的な混乱を引き起こすものも多い。
- また、毎日のように送信されてくる俗にいうスパムメールの取り締まりについてもお願いしたい。現在、これらのメールを取り締まる法律は「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」であり、この法律は、無差別かつ大量に短時間の内に送信される広告などと言った迷惑メールを規制し、インターネットなどを良好な環境に保つ為に施行されたもので、一般的に用いられる略称は「特定電子メール法」又は「特定電子メール送信適正化法」、俗称は迷惑メール防止法である。
- しかしながら、この法律における罰則は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっている。これは軽すぎる感が否めない。  
来年度は改正の動きがあり、その案によると、罰金が一挙に30倍の3,000万円以下の罰金と引き上げられる可能性もあると聞いている。  
この程度ドラスティックに重罰化しないと抑止効果は考えられない。

- 平成 12 年から施行されている「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」についても、この罰則は 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金であり、軽すぎるとの感を禁じ得ない。
- これらの不正行為を未然に防ぐため、国内の法整備や罰則強化を図るとともに、諸外国とも連携しながら、日本政府としてネット犯罪を許さないという姿勢を国内外に対して示していく必要があるのではないか。

以 上